

府中市立総合体育館及び
府中市南の丘体育館
指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月

広島県府中市

府中市立総合体育館及び府中市南の丘体育館

指定管理者募集要項

府中市が設置する府中市立総合体育館及び府中市南の丘体育館について、府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年府中市条例第34号。以下「指定管理条例」という。）第2条の規定により、次のとおり指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

【今後5年間で目指す府中市立総合体育館・府中市南の丘体育館】
～子どもたちの夢の原点を、ともにつくる。～

府中市立総合体育館は、年間5万人を超える利用者があり、大規模大会の開催など市民をはじめとした多くの方のスポーツ活動の拠点として、近傍にある南の丘体育館とともに、その役割を担ってきました。

これまでの役割を大切にしながら、次期指定期間は、「子どもたちの夢の原点を、ともにつくる。」をコンセプトに、この施設が、単にスポーツを行うための場所ではなく、子どもたちがスポーツに出会い、挑戦し、仲間と学び、未来へ羽ばたくための「夢の原点」となる施設を目指します。

将来、この施設で育った子どもたちが、「自分の原点はこの場所だった」と誇りをもって振り返ることのできる施設となるよう、施設の安全・安心な管理運営はもとより、子どもたちの成長や挑戦を支え、地域のスポーツ振興につながる創意工夫ある提案を募集します。また、府中市立総合体育館と南の丘体育館について、それぞれの施設特性を生かし、大会・交流・イベント等の舞台と、日常的な練習・教室・育成・地域利用の場を相互に補完することで、一体的なスポーツ環境を形成することを期待します。

1 指定管理者募集の趣旨

設置目的等

条例上の設置目的	府中市体育施設設置及び管理に関する条例（昭和58年府中市条例第19号）第2条 スポーツの普及振興と市民の体力の向上を図るため、設置する。
ビジョン （施設の目的・目指すべき方向性）	府中市のスポーツ推進の拠点施設として位置づけ、市、指定管理者、学校、スポーツ団体、地域、企業その他の関係者が、「ともに」連携し、子どもたちをはじめとする市民のスポーツ活動を支え、スポーツを楽しめる環境の整備や地域の活性化を推進することを目指します。 （第2期府中市スポーツ推進計画） 指定期間のコンセプト「子どもたちの夢の原点を、ともにつくる。」
ミッション （施設の社会的使命や役割）	競技力や経験の有無にかかわらず、誰もがスポーツに出会い、自分なりの目標や楽しみを見つけられる施設 <u>1－① 出会う ～スポーツとの出会いをつくる～</u> 子どもたちをはじめ、市民が多様なスポーツに触れ、「やってみよう」と思える機会をつくる。

	1－② 育つ ～挑戦と成長を支える～ スポーツ教室や大会等を通じて、子どもたちの挑戦、競技力向上、仲間との学びを支える 1－③ つなぐ ～経験を未来と地域につなぐ～ スポーツで得た経験や成長を次の挑戦へつなぎ、将来的には次世代を応援・指導する側へとつながる好循環をつくる。
数値目標 (参考図書：別紙１)	既存事業の継続にとどまらず、本施設のコンセプトを実現する新たな取組みを期待します。 指定期間の４年目終了時点で、次の数値目標以上の成果が達成できるよう、計画的な取組みを提案してください。 １ 利用を広げる 利用者数 年間７万人以上 ２ スポーツとの出会いをつくる 事業数 年間３件以上 ※自主事業として ３ 子どもの挑戦を支える 定期教室数 年間５教室以上 ※自主事業として ４ つなぐ 学校、スポーツ団体、地域、企業等と連携したスポーツ振興・交流事業 年間３事業以上 ※自主事業として ５ 質を高める 利用者満足度 ９５％

2 管理対象施設の概要

(1) 特徴

ア 府中市立総合体育館は、平成６年に府中市らしい木造主体で、全国的にもめずらしい大断面集成材によるシェル構造を採用して建設されました。国際競技可能な本格的施設、また、多種イベントホールとしても使用可能な多目的施設です。施設前の広場も”潤いと憩い”の場として身近にご利用いただける市民広場となっています。平成29年10月1日より、ネーミングライツが導入され、愛称がTTCアリーナとなりました。

イ 府中市南の丘体育館は、市民の日常的なスポーツ活動、練習、教室、育成等の場として利用されるとともに、総合体育館で開催される大規模大会等のサブアリーナとしても活用できる施設です。

ウ 周辺に駐車場も完備されています。

(2) 施設の概要（参考図書：別紙２）

ア 府中市立総合体育館

(ア) 名 称 府中市立総合体育館（愛称 TTCアリーナ）

(イ) 所 在 地 広島県府中市土生町４１６番地４

(ウ) 設置目的 スポーツの普及と市民の体力の向上を図ることを目的とする。

(エ) 建物概要 構 造 壁式鉄筋コンクリート造
木造HPシェル構造（屋根）

敷地面積 24,601 m²
延床面積 4,545.92 m²
施設内容 体育館・倉庫
附帯設備 駐車場

イ 府中市南の丘体育館

(ア) 名 称 府中市南の丘体育館
(イ) 所 在 地 広島県府中市土生町399番地9
(ウ) 設置目的 スポーツの普及と市民の体力の向上を図ることを目的とする。
(エ) 建物概要 構 造 鉄筋コンクリート・鉄骨造
敷地面積 2,043 m²
延床面積 926.15 m²
施設内容 体育館・ポンプ室
附帯設備 駐車場

2 指定管理者が行う業務

別冊1「府中市立総合体育館及び府中市南の丘体育館管理運営業務仕様書」のとおり。

3 経理に関する事項 (参考図書：別紙3)

詳細は、別冊1「府中市立総合体育館及び府中市南の丘体育館管理運営業務仕様書」のとおり。

(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

ア 市が支払う指定管理料

指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに支払います。

□指定管理料上限額

指定期間(令和9年4月1日から令和14年3月31日)における指定管理料の上限額を133,760千円とします。

イ 利用料金による収入

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。

指定管理者は施設の利用料金を収入として収受することで、施設の管理・運営に係る収支について責任を負うことになり、施設の利用を促進し収入の確保を図る必要があります。なお、利用料金の設定については、条例に定める範囲内で指定管理者が設定し、市長の承認を得て決定します。

また、利用料金として得た収入の一部を市に納付することとします。納付金額については、指定管理者が市に提出する収支計算書の利用料金収入額を見込額とし、年度決算額が見込額を超える場合は、その超えた額の一定の割合とします。また、その割合は応募者が第2次審査において提案する割合とします。なお、年度決算額が見込額を下回った場合、市は補填を行いません。

ウ 自主事業による収入

指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、管理運営の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができます。この場合に

おける事業収入は、指定管理者の収入とします。ただし、設置目的外と判断される事業については、市に対して行政財産目的外使用許可の手続きが必要となり、行政財産目的外使用料が発生する場合がありますので注意してください。

(2) 指定管理者の支出として見込まれるもの

ア 人件費

イ 事務費（消耗品・備品、印紙等）

ウ 事業費（教室・イベント、物販等）

エ 管理費（施設管理費、光熱水費、設備維持管理費、修繕費等）

※ただし電気・重油については当面の間（令和11年度までの見込み）市が支払います

オ 事務経費（一般管理費）

(3) 区分会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規定を本業務と自主事業に分離して設けて、市の要求がある場合は、経理書類を開示しなければならず、また、当該事業に関しての監査業務が受けられるような体制を整えなければなりません。

(4) 口座の管理

指定管理者の業務に関し発生する指定管理料及びその他の収入は、法人等が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

また、帳簿処理により、収入と支出の計上を正確に行い、月次ベースで現金残高と帳簿残高の照合を行ってください。

(5) 保険への加入

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において適切な範囲で保険に加入してください。なお、指定管理者は、市が加入する「全国市長会 市民総合賠償補償保険」の被保険者とみなされますが、指定管理者が行う自主事業については保険の対象外となります。

(6) 指定管理料変更の協議

本施設は、長寿命化工事（空調設備改修等）のために既存の光熱水費から大きく変化する可能性があることから、令和9年度から3年程度の管理運営実績に基づき、市は指定管理者との協議により指定管理料の変更を図ります。

その際、市が負担する電気料金及び重油料金等の費用も実績を勘案し、指定管理料に含めることとし、変更後は指定管理者がその費用を負担することになります。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

5 募集・選定手続き

(1) 募集・選定スケジュール等

施設見学会	令和8年 9月 3日（木）
質問の受付期限	令和8年 9月10日（木）
質問に対する回答	令和8年 9月18日（金）

第1次審査（資格要件）書類の提出期限	令和8年 9月25日（金）
資格審査結果の通知	令和8年10月 2日（金）
第2次審査書類の提出期限	令和8年10月13日（火）
第2次審査（ヒアリング）時 使用資料提出期限	令和8年10月14日（水）
第2次審査（ヒアリング）	令和8年10月21日（水） ※時間は資格審査結果時に伝えます
選定結果の通知	令和8年11月上旬
市議会による指定管理者の審議	令和8年12月中

（2）応募資格

指定期間中、安全、且つ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体で、次に掲げる事項に該当しない者

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

カ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 国税及び地方税を滞納している者

ク 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

ケ 宗教活動又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦、支持若しくは反対をすることを主たる目的とした者

コ 法人等又はその役員若しくは使用人（以下「法人・役員等」という。）が次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が法人等の経営に実質的に関与しているとき。

（イ）法人・役員等若しくは第三者の不正な利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団等を利用したと認められるとき。

（ウ）暴力団等に対して、直接的又は間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。

（エ）暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

※ 共同事業体による申請の場合は、その構成法人等の全てが上記の要件に該当して

いない必要があります。

(3) 参考図書の閲覧

ア 閲覧場所：府中市市民生活部地域づくり課（以下「地域づくり課」という。）及び府中市ホームページ

イ 閲覧期間：令和8年 8月31日（月）午前9時から
令和8年10月13日（火）午後5時まで

(4) 設計図書の閲覧

閲覧期間	令和8年10月13日（火）午後5時まで
閲覧場所	地域づくり課
閲覧方法	・設計図書閲覧申請書（様式第1号）により、地域づくり課まで持参又は電子メールにより提出し、閲覧方法について、地域づくり課の指示を受けてください。 ・電子メールで送信する場合は、電子メールの表題を「設計図書閲覧申請書（府中市立総合体育館・府中市南の丘体育館）」とし、必ず電話で申請書を送信した旨を伝え、地域づくり課で受信したことを確認してください。
留意事項	・申請者は、閲覧によって得た図面等の情報の取扱いには十分留意してください。

(5) 施設見学会

開催日時	令和8年9月3日（木）午後1時～2時30分
集合場所	府中市立総合体育館 エントランス前
申込方法	令和8年9月2日（水）正午までに、施設見学会参加申込書（様式第2号）により、地域づくり課まで持参又は電子メールにより提出してください。
参加人数	1団体につき2名までとしてください。
留意事項	・電子メールで送信する場合は、電子メールの表題を「施設見学会参加申込書（府中市立総合体育館・府中市南の丘体育館）」とし、必ず電話で申込書を送信した旨を伝え、地域づくり課で受信したことを確認してください。 ・募集要項等、現地で必要とされる書類については参加者が準備してください。 ・施設開館日のため、利用者の状況によっては確認できる場所などに制限がかかる場合があります。

(6) 質問の受付

受付期限	令和8年9月10日（木）午後5時まで
受付場所	地域づくり課
質問方法	指定管理者募集に係る質問書（様式第3号）に質問内容を記入の上、持参又は電子メールにより提出してください。
回答方法	令和8年9月18日（金）午後5時までに府中市ホームページに掲載します。
留意事項	・電子メールで送信する場合は、電子メールの表題を「指定管理者募集に係る質問書（府中市立総合体育館・府中市南の丘体育館）」とし、必ず電話で質問書を送信した旨を伝え、地域づくり課で受信したことを確認してください。

	・指定管理者の選定が終了するまでの間は、本受付以外の方法での質問は受け付けません。ただし、申請手続き及び提出書類に関する質問は除きます。
--	--

(7) 第1次審査（資格要件）

ア 提出書類の受付

提出期限	令和8年9月25日（金）午後5時必着
提出場所	地域づくり課
提出方法	（7）イの提出書類を、持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）により提出してください。
留意事項	・1団体が複数の申請をすることはできません。 ・共同事業体による申請の場合、申請書類提出後の代表法人等の変更は認めません。また、申請書類提出後の構成法人等の追加は認めません。 ・申請した法人等が別の共同事業体の構成法人等となることはできません。

イ 提出書類

（複数の法人等で申し込む場合には※印の書類について、構成法人等ごとに提出すること。）

提出書類		様式
ア	応募資格確認申請書	様式第4号
イ	※申込資格に関する誓約書	様式第5号
ウ	グループ構成員表 （複数の法人等で共同して申請する場合に限る。）	様式第6号
エ	委任状 （複数の法人等で共同して申請する場合に限る。）	様式第7号
オ	※定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	—
カ	※法人にあっては記載事項証明 （発行日から3ヶ月以内の現在事項全部証明書）	—
キ	※法人以外の団体にあっては代表者の身分証明書 （本籍地で発行される破産等をしていない証明） （発行日から3ヶ月以内のもの。）	—
ク	※応募資格確認申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の申請者に関する事業報告書及び前事業年度を含めた過去3箇年の収支報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類	—
ケ	※応募資格確認申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書	—
コ	※納税証明書（その3） （所在地税務署の発行するもの） （発行日から3ヶ月以内のもの。）	—
サ	※市区町村税完納証明 （所在地自治体の発行するもの） （発行日から3ヶ月以内のもの。）	—
シ	※設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわか	—

	る書類	
ス	審査結果通知書の返送用封筒（長形 3 号封筒に切手を貼付し、宛先を記入及び「簡易書留」と朱書きすること。）	—
提出部数	1 部	
留意事項	・用紙サイズは、パンフレットを除き、原則 A 4 判とします。やむを得ない場合は、A 3 判を A 4 判の大きさに折ったものも可とします。両面複写可。 ・申請書類の受付後は、市が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更はできません。	

ウ 第 1 次審査

資格・要件について提出書類による審査を行います。

審査の結果、資格要件を有すると認められた者について、第 2 次審査を行うこととします。

審査結果	令和 8 年 1 0 月 2 日（金）までに通知します。なお、グループで応募の場合には代表団体に通知します。
留意事項	・審査にあたっては、審査期間内に個別に応募内容の確認を行うことがあります。 ・ヒアリング対象者については、ヒアリングの詳細な日程についても併せて通知します。

（9）第 2 次審査（ヒアリング）

ア 提出書類の受付

提出期限	令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）午後 5 時必着
提出場所	地域づくり課
提出方法	（9）イの提出書類を、持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）により提出してください。
留意事項	・応募資格を有する者（第 1 次審査通過者）のみ提出できます。 ・申請書類の受付後は、市が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更はできません。

イ 提出書類

提出書類		様式
ア	指定申込書 ※第 1 次審査の際に既に提出した書類についても、チェック「レ」をつけること	様式第 8 号
イ	指定申込に係る追加書類提出確認書	様式第 8 号の 2
ウ	事業計画書	様式第 9 号
エ	収支計画書	様式第 1 0 号
オ	提案価格見積書	任意様式
カ	提案価格内訳書	任意様式
キ	障害者の雇用を確認できる書類 ・雇用義務のある者は、公共職業安定所長に提出した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し。 ・雇用義務はないが障害者を雇用している者は、本人の	—

	身体者障害者手帳又は療育手帳等の写しと健康保険証等雇用が確認できるものの写し ・雇用義務はなく障害者を雇用していない者は、提出不要	
提出部数	7（正本1部、副本（ア～エ）6部）	
留意事項	・用紙サイズは、パンフレットを除き、原則A4判とします。やむを得ない場合は、A3判をA4判の大きさに折ったものも可とします。両面複写可。 ・申請書類の受付後は、市が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更はできません。	

ウ 第2次審査（ヒアリング）

第2次審査（ヒアリング）は、選定委員会により行います。この中で、プレゼンテーション審査を実施し、総合的な評価により1者を選考します。

審査日時	令和8年10月21日（水）
審査場所	府中市役所本庁舎内（予定）
時 間	1者当たり45分を予定（説明：25分、質疑応答：20分）
説 明 員	会場への入室は、5人までとします。ヒアリング当日には身分を証明する書類の提示を求めることを予定しています。
審査方法	別冊2「審査基準（評価項目）」に基づき、各審査員（持点100点）の評価点の合計点の最も高い者を指定管理者の候補者とします。
審査結果	ヒアリングを行った応募者全員に11月上旬に文書にてお知らせします。
留意事項	・ヒアリング対象者については、第1次審査結果通知に併せ、ヒアリングの詳細な日程についても通知します ・説明には提出された書類に記述されている内容のみを使用し、追加資料の配布、模型の持ち込みによる説明は不可とします。パワーポイント等プレゼンソフト、パネルを用いた説明は可とします。その際、市で用意している65インチモニター、HDMIコードを利用することができます。 ・ヒアリング対象者は、ヒアリング当日に使用する資料（電子データを含む）を令和8年10月14日（水）午後5時までに地域づくり課に提出し資料等が応募提出書類の範囲内であることの確認を受けること。

6 指定管理者の指定及び協定の締結

- （1）議会の議決を経て行う指定管理者の指定は、12月下旬の予定です。
- （2）指定管理者指定後、直ちに協定の締結を行う予定です。
- （3）協定の主な内容は、次のとおりです。

- ア 業務に関する基本的な事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）
- イ 管理運営委託料に関する基本的な事項
- ウ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告・業務報告に関する事項
- オ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- カ リスクの管理・責任分担に関する事項

キ 利用者アンケート等の実施・報告に関する事項

ク その他

- (4) 指定管理候補者が、協定の締結までに、社会的信用を著しく損なう事態を招くなどにより、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

7 その他

- (1) 書類提出後は、軽微な変更を除いて、提出書類の記入内容の変更は認めません。
- (2) 提出された書類等は、返却しません。
- (3) 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (4) 応募に要する費用は、申請者の負担とします。
- (5) 市が示した図書の著作権は市に帰属し、応募者の提出書類の著作権は、書類を提出した応募者に帰属します。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとします。ただし、市が指定した方法等で、仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、応募者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、市が責任を負うものとします。
- (7) 責任分担の考え方は、リスク分担表（参考図書：別紙４）のとおりとします。なお、詳細は、協定書の中で定めるものとします。

問い合わせ先

府中市市民生活部地域づくり課

住所 広島県府中市府川町３１５番地

電話 (０８４７) ４４－９１３７

FAX (０８４７) ４６－３４５０

ホームページアドレス <http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/>

メールアドレス sports@city.fuchu.hiroshima.jp